



みんなで進める いきいき地域づくり

— 地域づくりセンターを核として —



美しく生きる。

健康寿命延伸都市・松本



地域づくりとは

安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、住民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組みのことです。

松本市の地域づくりの基本的な考え方

お互いさまの精神を基本とする、地域づくりへの主体的な参加

既存の自治の仕組みを生かした、町会と市との協働

市民活動団体、大学等との連携

35の「地区」を基本エリアとして推進

公民館、福祉ひろばの成果を生かした人材育成



松本市の将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」

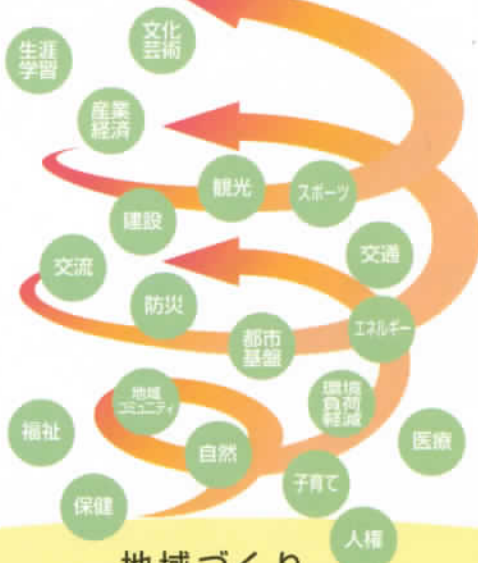
- ・「健康寿命延伸都市・松本」とは量から質へと発想を転換し、市民一人ひとりの「命」と「暮らし」を大切に考え、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを理念とする、成熟型社会の都市モデルです。
- ・ますます進展する超少子高齢型人口減少社会を乗り越えていくため、10年、20年先を見据えた持続可能なまちづくりを推進します。
- ・住民自治、地域の教育力、地域連帯といった「地域力」の向上が、「健康寿命延伸都市・松本」の土台をつくります。

美しく生きる。

 健康寿命延伸都市・松本

経済の健康

魅力と活力にあふれにぎわいを生むまち



教育・文化の健康

ともに学びあい人と文化を育むまち

環境の健康

人にやさしい環境を保全し自然と共生するまち

生活の健康

一人ひとりが輝き大切にされるまち

地域の健康

安全・安心で支えあいの心がつなぐまち

人の健康

だれもが健康でいきいきと暮らすまち

地域づくり

6つの健康づくり



- ①人の健康
- ②生活の健康
- ③地域の健康
- ④環境の健康
- ⑤経済の健康
- ⑥教育・文化の健康



6つの健康づくりがバランスよく織り込まれた松本手まりのイメージ

地域づくりは「健康寿命延伸都市・松本」の土台づくり

なぜ地域づくりが必要か

増大し複雑化する地域課題は、地域や行政だけでは解決が困難となっており、「新たな地域づくりの仕組みの構築」や「将来を見据えた人材育成等の取組み」が必要となっています。

背景

超少子高齢型人口減少社会の進展

社会経済状況の変化

地域課題の増大化・複雑化

例・要援護者の見守り ・災害時の助け合い
・買物弱者問題

地域の厳しい状況

例・人間関係の希薄化 ・地域活動への無関心
・町会への未加入 ・役員の担い手不足

絆社会への転換 身近な地域での助け合いの再認識

2025～2030年に深刻化が予想される地域課題

新たな地域づくりの仕組みの構築

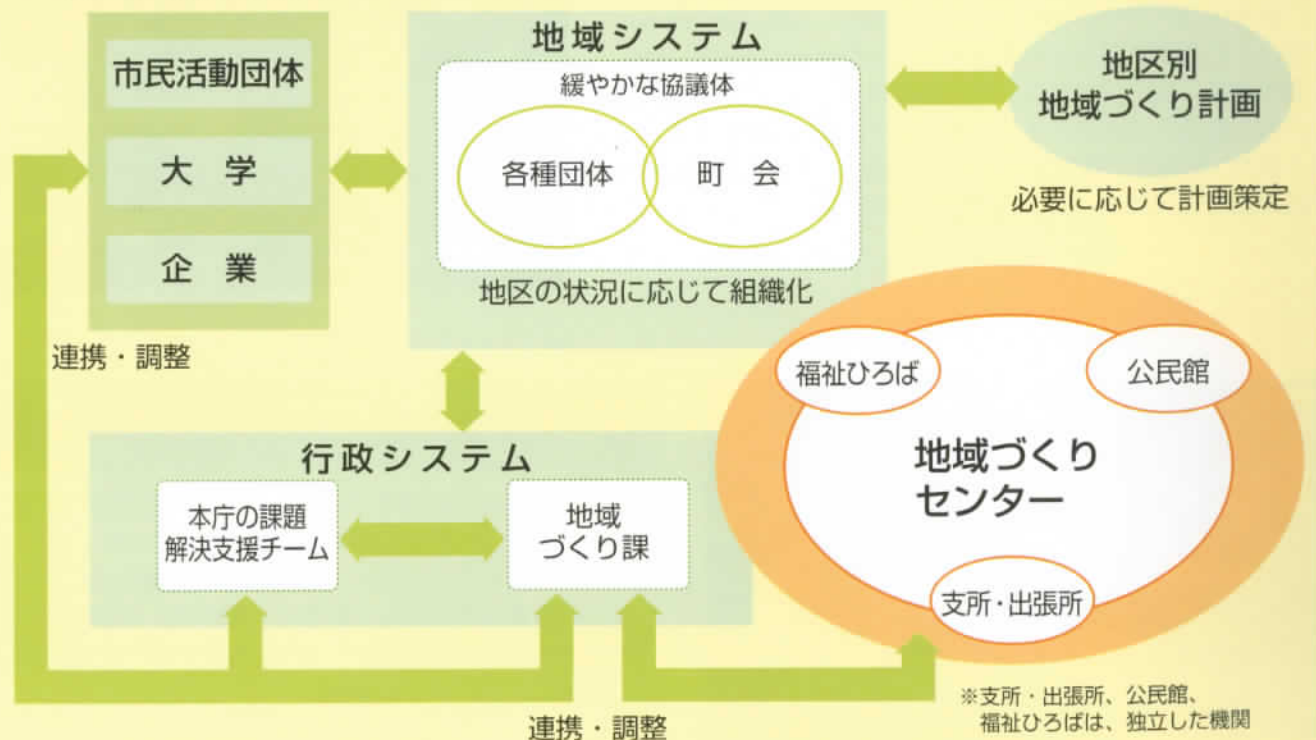
将来を見据えた人材育成の取組み

松本市の地域づくりシステム

住民が主体となって課題解決に取り組む地域システムと、各地区の地域づくりセンターが核となり、本庁の各部局が調整を図りながら地区を支援する行政システムとが、市民団体や大学等と連携し、協働により地域課題の解決に取り組みます。

※市民活動団体とはNPO等の市民活動を行う自主的なグループ・団体をいいます。

松本市の地域づくりシステム

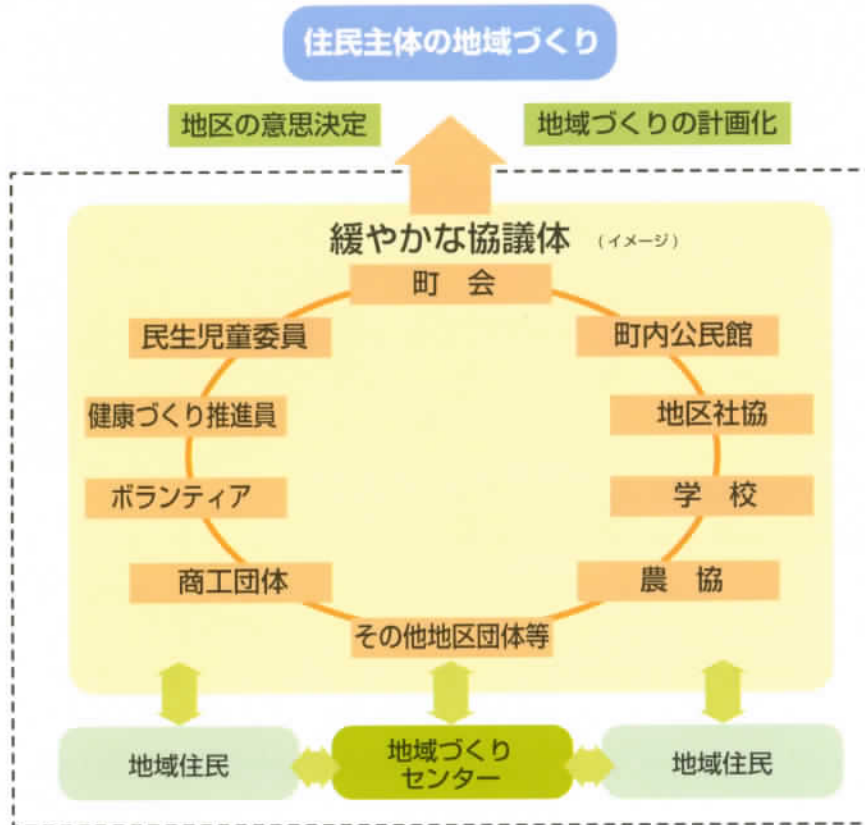


地域システム

地域システムとは、住民が主体となって地域課題を解決していくための仕組みです。

緩やかな協議体

住民同士が自由に意見交換し、地区の意思決定を図る場です。緩やかな協議体には統一した形がないため、地区の状況に応じ、町会等を核とする既存の自治の仕組みを最大限に活用して地区独自の組織構成により設置します。



緩やかな協議体の特徴

決められた委員等が地区の意思決定を行うのではなく、課題の大きさや内容によって意思決定に参加する団体や個人が柔軟に入れ替わる仕組みが「緩やか」の意味であり最大の特徴です。

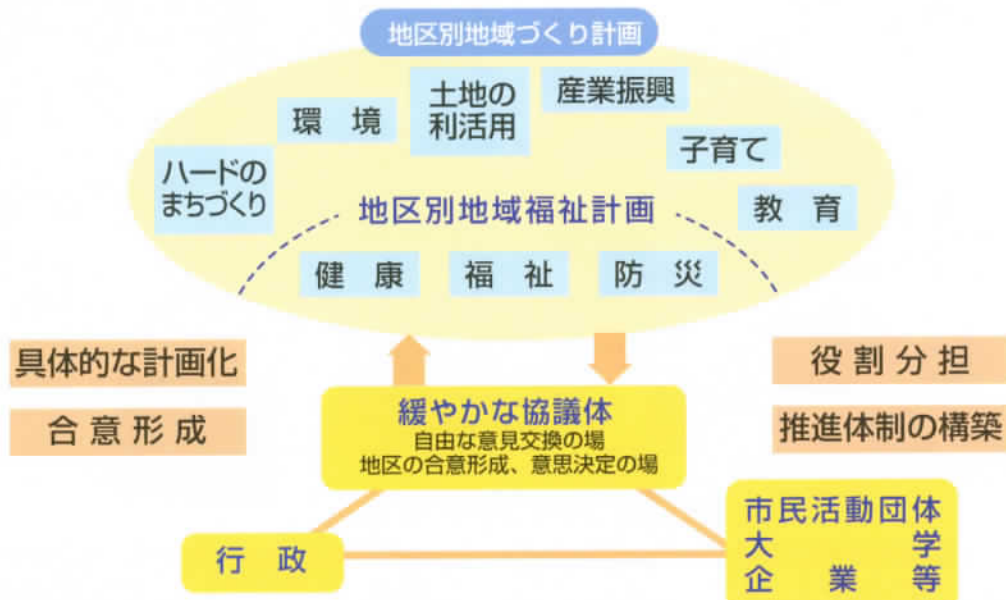
緩やかな協議体の機能

- 地区の既存の団体をつなぐネットワーク機能
- 地区の意思決定・合意形成の機能
- 誰もが話し合いに参加し意見交換する機能
- 地域づくりの計画化機能
- 地区の情報や課題を提供し、共有する機能
- 計画に基づき役割分担する機能

地区別地域づくり計画

緩やかな協議体で決定した内容を具体化していくために地区が策定する計画です。

健康・福祉・防災をはじめ、環境、産業振興、子育て、教育、土地の利活用等あらゆる分野を対象とし、必要に応じてハード整備や市民活動団体、大学、企業等との連携についても策定します。



町会との協働

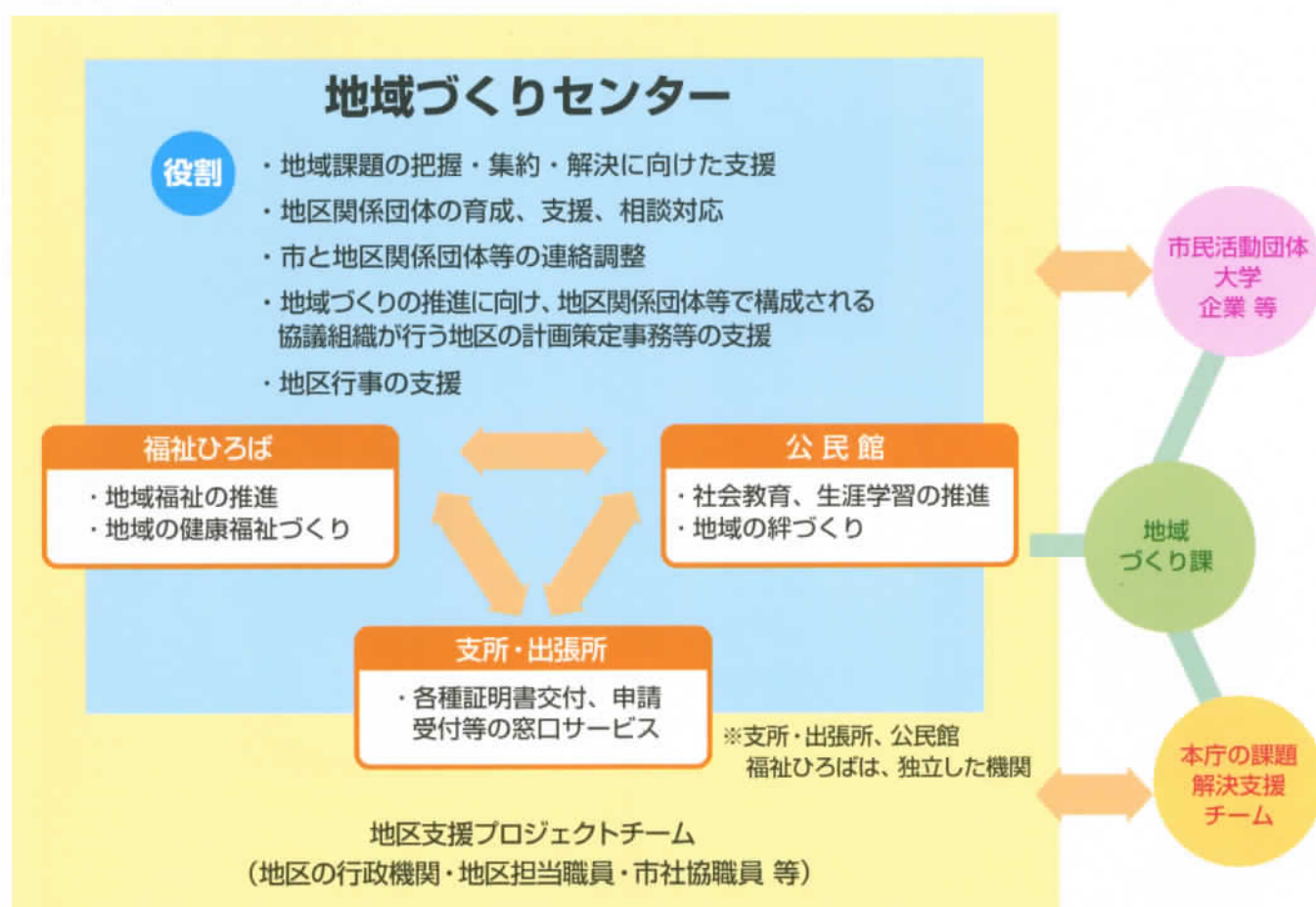
- 町会は住民自らが地域でより良い生活を送るために様々な活動を行う、準公共的な性格を持つ任意の自治組織です。
- 町会は市民から必要であると認識されており、市政運営の重要なパートナーとして、松本市は地域づくりを町会との協働により推進します。
- 町会への加入を促進し、誰もが参加できる開かれた町会運営を目指します。

行政システム

行政システムとは、地域づくりセンターが核となり、本庁の各部局が連携して地区を支援していくための仕組みです。

地域づくりセンター

地域づくりセンターは各地区の地域づくりにおける最前線の拠点であり、支所・出張所（窓口サービス）、公民館（学習）、福祉ひろば（地域福祉）の機能が一体となり、住民主体の地域づくりを支援します。



本庁の各部局との連携

本庁の関係部局が必要に応じて連携しながら、部局横断で課題解決支援チームを組織し、各地区に赴いて地域の課題解決を支援します。地域づくり課は各部局と地区との橋渡しや調整を行います。

市民活動団体・大学・企業等との連携

地域課題の解決方法に決まった形はなく、時間がかかるものであるため、地域が持つ知恵や人脈等を結集し、最大限に生かしていくことが求められます。

市民活動団体、大学、企業等との連携を積極的に図り、地域や行政だけでは解決が困難な課題などに、幅広い視野を持って地域づくりを進めます。



入山辺地区の将来ビジョンを考える会

少子高齢化と人口減少への危機感から、住んでみたい、訪ねてみたい地域を目指し、平成 23 年に「入山辺地区の将来ビジョンを考える会（愛称：こんな山辺にするじゃん会）」を結成し活動しています。松本大学と連携して毎月学習会を開催し、もち米作りやそば作りなどの休耕農地の有効活用、案内看板やマップづくり、ハナモモの植樹などを実践しています。



波田まちづくり協議会

3 年余の期間をかけて学習会等を重ね、これからの地域づくりのための新たな住民組織として、平成 26 年 6 月に波田まちづくり協議会を設立しました。

既に実施しているコミュニティバスの運行を協議会が中心となって進めるなど、地区での地域づくり活動が始まっています。

田川地区の若者参加の地域づくり

次代を担う人材を育てるため、地区の二十歳になる新成人を地域で祝う「生まれ！！未来人！！」事業を行っています。地域に関心と愛着を持ってもらい、地域との繋がりをつくるため、若者と地域住民とが交流を深めています。

また、地区の子どもたちが参加する地域の伝統行事などを地区を挙げて開催することで、地域で子どもを育てる意識を醸成しています。



笹賀地区福祉の地域づくり協議会

超少子高齢化の進展、大地震の教訓から、高齢者、要援護者等の見守り支援、子どもを安全に育てる環境づくり等、地域全体で横断的に取り組む課題が再認識されるとともに、町会や既存の組織の枠を超えた取組みが必要となったことから、新たに笹賀地区福祉の地域づくり協議会を立ち上げました。地域住民が互いに支え合う福祉を中心とした地域づくりを進めています。

新村地区のプチ送迎ボランティア

公共交通だけでは救えない交通弱者への対応のため、日常生活で外出が必要なときに、移動に困っている高齢者を対象として、通院やスーパーなどへの買い物に、車で自宅と目的地の間の送迎を行っています。

ボランティア、利用者、地区の協力者など約 70 人が会員となり、全員がお金を出し合い協力しながら事業を実施しています。



里山辺わいわいカレー事業

地区に住む子どもたちに、農業体験学習を通じた地域交流事業を実施しています。遊休農地を活用し、地域の方々から指導を受け、一年間を通して米、ジャガイモ、人参などの農作物を作り、収穫した食材を使いカレーを食べる会を開いています。

地域の人々との世代を超えた交流とともに、自然や環境、食の大切さを学んでいます。

城北地区徒士町町会のおかちまち市場

近所のスーパーが閉店したことに伴い、「買い物に困る」といった高齢者の声に応えるため、町会有志が定期市を毎週木曜日に開いています。商店などと協力し、野菜や魚などの生鮮食品のほか、パンや菓子なども販売しています。

また、町会がお茶飲みスペースを確保し、地域住民の安否確認や交流の場としても定着しています。



庄内地区並柳団地町会の国際班組織

住民の高齢化が進む中、若い世代の力を活かすため、町会役員を30～50代を中心に組織しています。

松本地震をきっかけに、居住する外国籍の方たちとの繋がりの重要性を認識し、町会に「国際班」を組織して外国籍住民への回覧板を翻訳したり、毎週日曜日に日本語教室の開催などを行っています。

地域づくりセンター一覧

美しく生きる。



健康福祉 経済都市 松本

センター名	設置場所	住所	TEL	FAX
第一地区地域づくりセンター	第一地区公民館	中央1丁目18番1号	32-1550	32-1550
第二地区地域づくりセンター	第二地区公民館	本庄2丁目3番23号	39-3601	39-3602
第三地区地域づくりセンター	第三地区公民館	中央4丁目7番28号	36-7040	35-6344
東部地区地域づくりセンター	東部公民館	女鳥羽2丁目1番25号	36-8565	36-8551
中央地区地域づくりセンター	大手公民館	大手3丁目8番1号	39-5711	39-5712
城北地区地域づくりセンター	城北公民館	開智2丁目3番39号	38-0120	38-0121
安原地区地域づくりセンター	安原地区公民館	旭2丁目11番13号	39-0701	39-0702
城東地区地域づくりセンター	城東公民館	元町3丁目7番1号	34-0191	34-0192
白板地区地域づくりセンター	白板地区公民館	城西1丁目6番17-3号	35-7740	36-5497
田川地区地域づくりセンター	田川公民館	渚3丁目2番7号	27-3840	27-3841
庄内地区地域づくりセンター	庄内地区公民館	出川1丁目5番9号	24-1811	24-1812
鎌田地区地域づくりセンター	鎌田地区公民館	両島5番50号	26-0206	27-2957
松南地区地域づくりセンター	松南地区公民館	芳野4番1号	26-1083	25-5337
島内地区地域づくりセンター	島内公民館	島内4970番地1	47-0264	40-1264
中山地区地域づくりセンター	中山公民館	中山3746番地1	58-5822	85-1016
島立地区地域づくりセンター	島立公民館	島立3298番地2	47-2049	40-1258
新村地区地域づくりセンター	新村公民館	新村2179番地7	48-0375	40-1625
和田地区地域づくりセンター	和田公民館	和田2240番地31	48-5445	40-1259
神林地区地域づくりセンター	神林公民館	神林1557番地1	58-2039	85-1159
笹賀地区地域づくりセンター	笹賀公民館	笹賀2929番地	58-2046	85-1146
芳川地区地域づくりセンター	芳川公民館	野溝東2丁目10番1号	58-2034	85-1057
寿地区地域づくりセンター	寿公民館	寿豊丘424番地	58-2038	85-1099
寿台地区地域づくりセンター	寿台公民館	寿豊丘649番地1	58-6561	86-7964
岡田地区地域づくりセンター	岡田公民館	岡田町517番地1	46-2313	45-1001
入山辺地区地域づくりセンター	入山辺公民館	入山辺1509番地1	32-1389	37-0258
里山辺地区地域づくりセンター	里山辺公民館	里山辺2930番地1	32-1077	37-0640
今井地区地域づくりセンター	今井公民館	今井2231番地1	59-2001	59-1004
内田地区地域づくりセンター	内田公民館	内田2203番地1	58-2494	85-1071
本郷地区地域づくりセンター	本郷公民館	浅間温泉2丁目9番1号	46-1500	45-1014
松原地区地域づくりセンター	松原地区公民館	松原39番地1	57-2322	85-3103
四賀地区地域づくりセンター	四賀支所	会田1001番地1	64-3111	64-2933
安曇地区地域づくりセンター	安曇支所	安曇1061番地1	94-2301	94-2918
奈川地区地域づくりセンター	奈川支所	奈川3301番地	79-2121	79-2903
梓川地区地域づくりセンター	梓川支所	梓川梓2288番地3	78-3000	78-3942
波田地区地域づくりセンター	波田支所	波田4417番地1	92-3001	92-7111

お問い合わせ 松本市役所

市民環境部 地域づくり部 推進本部

地域づくり課

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

TEL 0263-34-3280

FAX 0263-34-0400